

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成14年 2 月 7 日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成14年規程第 1 号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第二部担当の学部主事」を「第二部担当の学部主事をいう。以下同じ。」に改める。

第 1 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 当該部担当の学部主事は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で任用するときは、客員教授等任用報告書（様式第 3）により、教官会及び代議員会に報告しなければならない。

第 1 2 条中「（様式第 3）」を「（様式第 4）」に改める。

様式第 3 を様式第 4 とし、様式第 2 の次に次の一様式を加える。

様式第 3（第11条第 2 項関係）

客員教授等任用報告書

講 座（学科名） ・ 施設・センター名	氏 名 生年月日（年齢）	現 職	任用区分	職務内容及び勤務形態	任用予定期間 （前回任用期間）

附 則

この規程は、平成14年 2 月 7 日から施行する。

東京学芸大学客員教授等選考規程 新旧対照表（抄）

現	行	改	正																		
〔省略〕 （選考委員会の開催） 第7条 選考委員会を開催するときは、当該部担当の学部主事（施設・センターにあっては、<u>第二部担当の学部主事</u>）は、日時、場所及び委員名を教官会（施設・センターにあっては、第二部教官会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 〔省略〕 （報告） 第11条 委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）により教官会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により代議員会に報告しなければならない。 （称号の授与） 第12条 客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、人事異動通知書（<u>様式第3</u>）により行うものとする。 2 外国人教員に客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、勤務の契約書にその旨明記するものとする。 〔省略〕		〔省略〕 （選考委員会の開催） 第7条 選考委員会を開催するときは、当該部担当の学部主事（施設・センターにあっては、<u>第二部担当の学部主事をいう。以下同じ。</u>）は、日時、場所及び委員名を教官会（施設・センターにあっては、第二部教官会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難しい場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる。 〔省略〕 （報告） 第11条 委員長は、その選考に至った経緯を客員教授等候補者選考報告書（様式第1）により教官会に報告した後、客員教授等候補者選考結果報告書（様式第2）により代議員会に報告しなければならない。 <u>2 当該部担当の学部主事は、客員教授等として選考されたことがある者を、選考された職と同一の職及び組織で任用するときは、客員教授等任用報告書（様式第3）により、教官会及び代議員会に報告しなければならない。</u> （称号の授与） 第12条 客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、人事異動通知書（<u>様式第4</u>）により行うものとする。 2 外国人教員に客員教授又は客員助教授を称せしめる場合には、勤務の契約書にその旨明記するものとする。 〔省略〕 <u>様式第3（第11条第2項関係）</u> <table><tr><th colspan="6">客員教授等任用報告書</th></tr><tr><th><u>講座（学科名）</u> <u>施設・センター名</u></th><th><u>氏名</u> <u>生年月日（年齢）</u></th><th><u>現職</u></th><th><u>任用区分</u></th><th><u>職務内容及び勤務形態</u></th><th><u>任用予定期間</u> <u>（前回任用期間）</u></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		客員教授等任用報告書						<u>講座（学科名）</u> <u>施設・センター名</u>	<u>氏名</u> <u>生年月日（年齢）</u>	<u>現職</u>	<u>任用区分</u>	<u>職務内容及び勤務形態</u>	<u>任用予定期間</u> <u>（前回任用期間）</u>						
客員教授等任用報告書																					
<u>講座（学科名）</u> <u>施設・センター名</u>	<u>氏名</u> <u>生年月日（年齢）</u>	<u>現職</u>	<u>任用区分</u>	<u>職務内容及び勤務形態</u>	<u>任用予定期間</u> <u>（前回任用期間）</u>																

様式第4（第12条関係）

〔様式省略〕

附 則

この規程は、平成14年2月7日から施行する。